

令和5年第2回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月6日(月)
開会 15時 閉会 16時35分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政
委 員 小寺 香里 委 員 山口 清一郎
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 久々宮 克也
教育総務課副主幹 松田 孝弘
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 石井 睦基
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 宮田 耕一
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 川野 眞司
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和5年第2回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、平井委員にお願いしたいと思います。
また、今回の会議録は、事務局職員の多田が作成いたします。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16 時 45 分を予定しています。

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

議 事

【議 案】

議案第 2 号 第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の決定について

議案第 3 号 令和 5 年第 1 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和 4 年度佐伯市一般会計補正予算（第 11 号）
- ・ 令和 5 年度佐伯市一般会計予算
- ・ 第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の策定について
- ・ 佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市本匠郷土資料館条例及び佐伯市歴史資料館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市学校給食センター条例の一部改正について

議案第 4 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

議案第 5 号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

議案第 6 号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について

議案第 2 号 第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の決定について

教育長 それでは、議案第 2 号第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の決定について、久々宮教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 委員の御手元には、第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の答申と書かれたものと第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の 2 冊が届いていると思います。まずは答申のほうから説明をさせていただきます。答申につきましては、昨年 12 月 22 日に開催しました第 21 回教育委員会会議で、第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の素案について審議をいただきました。その翌日の 23 日から 1 月 23 日までパブリックコメントを実施し、翌 1 月 24 日の第 1 回教育委員会会議で、委員、議会、それからパブリックコメントから出されました意見の概要のみ説明させていただきました。それを各部で持ち帰り、それをどのように反映させたかにつきましては、本日別冊でとじております「議会（教育民生常任委員会）、教育委員会、パブリックコメントの意見等に対する考え方」に記載しておりますので、こちらのほうを見てください。

議員から出たものを議、委員からでたものが委、パブリックコメントの分はパと書いております。合計 28 件ございます。表の見方ですけれども、左端がページを示

しておりまして、右側の修正有りというものが、修正、意見を受入れしましたという形になっております。1ページめくっていただいて、最初の1、修正有りと書いていますが、3ページを見ていただくと、それを受けて修正案をこのようにまとめましたと黒字で線を引いております。

まずはそれぞれの部会のほうから説明いたします。

＝ 学校教育部会、社会教育部会、保健体育部会及び教育総務部会
の考え方について説明 ＝

教育長 教育委員、議会、そしてパブリックコメント、市民の方々の御指摘、御意見をいただき、それに対して答えをしていくということです。その答えを返すに当たり、修正をする必要のある箇所もございました。その修正については、答申案の中に盛り込んで審議会で承認を受けて、今日教育委員会のほうに最終案ということで提案をさせていただいているということでもあります。それに先立って、答申から後に、持続可能な開発、さいきオーガニック憲章の部分も追加で修正ということでもありますので、その部分も加えて本日、後期の佐伯市長期総合教育計画案ということで提案させていただいたということでもあります。

特に教育委員会の委員から御指摘をいただいた部分、それに対して答えになっているかどうか、修正できているかということも含めて、御意見をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

小寺委員 佐伯市もそのまま大学に進学を考える子どももいたり、また積極的にいろいろな企業の調べ学習等をして中学生が発表されていたり、宇目の緑豊小学校が企業訪問をして調べ学習を発表されていたりしているのですが、この冊子の中で、どこかの項目の一つにキャリア教育という柱があるといいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

学教課長 第2期の後期計画の28ページを御覧ください。2の豊かな心の育成の現状と課題の中の3つ目の丸の1番下になりますけども非正規雇用が2,000万人を超えるなどというようなところの中で1番最後に書いてありますが、多様な生き方や価値観を学ぶキャリア教育を推進・充実させていく必要がありますということで記載をさせていただいた上で、29ページを御覧ください。これからの基本方向の中の(4)勤労観・職業観を育成しますという項目を設けさせていただいて、主な取組の4点目として(4)勤労観・職業観の育成に、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進ということで、小中での系統的なカリキュラムの設定と小中高の連携によるキャリア教育の推進、地元企業と連携した職場体験学習や職場見学の推進という形で設定をさせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

山口委員 11ページの給食会計の公会計化についてですが、今、県の中で見ると公会計になっている学校機関はあるのですか。割合的にはどのようになっているのですか。

体保課長 大変申し訳ありません。数までは把握していないのですが、私の把握している範囲では大体半分ぐらいはもう移行しているのかと。大分市、日田市は先行して公会計化に移っておりますので、そちらのほうには視察をさせていただいたところがございます。

教育長 議案第2号の承認についてお諮りいたします。議案第2号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意有り。)

教育長 それでは、議案第2号については、提案のとおり承認といたします。

議案第3号 令和5年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 続きまして議案第3号令和5年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、このうち、令和4年度佐伯市一般会計補正予算(第11号)について、各関係課長から説明をいたします。まず、久々宮教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 それでは、令和4年度佐伯市一般会計補正予算(第11号)について御説明いたします。右上に別紙1と書かれた資料、令和4年度補正予算・予算説明書を御覧ください。それでは4ページを御覧ください。第1表と書かれた歳入歳出予算補正と書かれたものでございます。その表の1番下の数字が入っているところの真ん中の部分です。今回の補正予算は、事業費の確定に伴う調整が主なものであり、市全体では2億6,995万3,000円の増額予算となっています。歳出の内訳につきましては、5ページの表の下段の項目10と書かれた教育費を御覧ください。教育費につきましては、5,341万5,000円の減額となっています。それでは、各課それぞれから、補正予算について説明させていただきます。

まず、教育総務課関係ですけれども、23ページを御覧ください。23ページの1番上の表の中のさいき創生人材育成基金利子と書かれております。これは利子ですので、最終的に1万3,000円ということで確定しましたので、歳入の部分で1万3,000円の補正を上げております。その利子がついた1万3,000円の支出に当たるものが、今度39ページを御覧ください。39ページの表の中ほどの15基金管理事業、さいき創生人材育成基金積立金ということで、1万3,000円を積立金に繰入れをしております。教育総務課の補正については以上でございます。続きまして学校教育課よりしくをお願いします。

学教課長 学校教育課につきましては、項目的には10項目を超える項目がございますので、

主なもの2点御説明したいと思います。歳出91ページを御覧ください。真ん中に奨学金の項目がございます。1が奨学金の貸付事業で226万8,000円の減額と給付型奨学金の支給事業については200万円の減額という形になっています。上の奨学金の貸付事業につきましては、当初予算では継続されている方が7名、新規を10名、合計17名の方を予定し、535万2,000円の当初予算でございましたけども、今年度新規で希望された方が3名しかいらっしゃらなかったのも、継続分7名と新規分3名で308万4,000円ということで、差額226万8,000円を減額させていただくという形にしております。また、2番目の給付型奨学金につきましては、当初予算の見込額では一律10万円で30人の300万円を予定しておりましたけども、再募集も含めて、私どものコマーシャルが足らなかったかなというふうに思いますが、今年度の利用者が10名という形でございました。したがって、300万円から100万円の選考された分を、差し引きまして200万円については、基金のほうに再度繰入れをするという流れをとっていきたいというふうに思っています。

続きまして、93ページの1番下、小学校費の教育振興費の3番小学校振興事業、小学校修学旅行キャンセル料支援事業44万4,000円、それから95ページにつきましても中学校振興事業の中学校修学旅行キャンセル料支援事業ということで270万円を計上しておりましたけども、おかげさまをもちまして何とかキャンセル料が発生せずに修学旅行全部を終えることができましたので、この分につきましては全部、補正させていただくという形にしております。以上です。

社教課長 社会教育課のほうは、97ページを御覧ください。社会教育費の△2,606万5,000円のうち、佐伯文化会館の解体事業について事業費が確定しましたので、その分が△2,556万5,000円の減額補正になっております。それに伴いまして、その財源でありました合併特例債が2,440万円、同じく減額補正しているところでございます。以上です。

体保課長 それでは保健体育総務費の部分から説明させていただきます。資料は98、99ページです。右側の99ページの体育振興事業です。こちらにつきましては、今年度の県内一周駅伝が中止になったことからその分が約100万円、それと各種九州大会全国大会等に出場された方のスポーツ奨励金が余ってございましたのでそれが90万円ほどで、トータル197万9,000円の減額補正としております。続きまして、100、101ページですが、101ページの下の方の2です。保健体育施設管理事業、コロナ対応と書かれた分がございますけども、この部分と次のページの103ページの2番総合運動公園管理事業、こちらもコロナ対応と書かれた部分があり、一つ戻って、申し訳ありません、101ページの3番の海洋センター管理費のコロナ対応、この三つが国のコロナの交付金を活用しまして、体育施設のトイレの改修を行っております。中身的には通常の和式のトイレを洋式のトイレに改修するといった改修を行っております。まず保健体育施設管理費の部分が、BGと総合運動公園を除いた部分のトイレの改修になります。これが51基。それと次の海洋センターが16基。それと最後に103ページの総合運動公園については27基の改修を行っております。

それと 103 ページの総合運動公園管理事業、陸上競技場改修事業についてですが、これは国の日本陸上競技連盟の三種の公認認定を受けるために改修工事を今年度実施させていただきました。その工事請負費の額が工事が終了して確定しておりますので、その残を減額補正で 534 万 7,000 円、減額補正をさせていただいております。体育保健課の部分は以上でございます。

教育長 それでは、補正予算について、質問等ございましたらお願いいたします。

山口委員 97 ページの佐伯文化会館の工事費用ですが、これは予定価格よりも業者の落札額が少なかったのか、それとも何か工事的に何かあったのですか。

社教課長 基本的には入札残でございます。

教育長 続いて令和 5 年度の佐伯市一般会計予算について、各関係課長から説明をいたします。まず初めに久々宮教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 それでは、議案第 3 号令和 5 年度佐伯市一般会計予算について説明させていただきます。今度は別紙 2 一般会計予算書・予算説明書と書かれた資料を御覧ください。まず 17 ページを御覧ください。歳出と書かれた表の 10 番目にあります教育費の令和 5 年度の歳出予算額は、30 億 1,893 万 3,000 円で、前年に比べ、1 億 6,887 万 5,000 円の増額となっています。この要因についてですが、259 ページを御覧ください。259 ページの中段の款で 10 と書かれた教育費、ここから 299 ページの上段までが教育費の歳出予算となりますが、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費とあります各項目において、増減が若干ありますけれども、主なものにつきましては、288 ページを御覧ください。288 ページの社会教育費の区分が 29 と書かれた文化振興事業の旧佐伯文化会館跡地購入事業に 2 億円を超える予算を計上したことから、全体的には増額の予算となっております。

それでは、項目別に教育総務課から予算の説明をさせていただきます。まず、予算書の 48 ページを御覧ください。48 ページのまず歳入の部分ですけれども、48 ページの表の下から 3 行目、さいき創生人材育成基金繰入金ということで、3,551 万 8,000 円を予算計上しております。この歳出につきましては、本日別紙で、令和 5 年さいき創生人材育成基金の充当事業ということで、1 枚紙で事業を配っておりますので、こちらのほうを御覧ください。この事業は、学校教育課から体育保健課まで 8 本の事業を実施しております。これについては先ほどいろいろ説明がありましたけれども、奨学金の返済事業であったり、学力向上であったり、こういった部分の 8 本の事業に充当するものでございます。

それから教育総務費の主なものにつきましては、272 ページをお開きください。272 ページの 2 つ目の表の 1 番上でございます。小学校施設整備事業、下堅田小学校施設整備事業費ということで、1,760 万円を計上しております。これは本校舎の屋上の防水シートの張り替えというところで、雨漏りの箇所を修繕するというふう

な事業になっております。主な教育総務課の増額についてはこうした理由からでございます。以上です。

学教課長 学校教育課のほうから主な事業について、説明をさせていただきます。別紙2の説明書の262ページを開けてください。教育費につきまして、奨学金についてまず御説明をさせていただきたいと思っております。奨学金につきましては、1、2がそこに載っていますけれども、264ページには3ということで、今佐伯市の教育委員会のほうでは奨学金を3本持っています。1本目が奨学金貸付事業、一般の貸付事業という形で480万円、継続の方が7名いらっしゃいますので、来年度につきましては新規の方を7名予定して計14名で予算を構築し、480万円でやっていきたいというふうに考えています。2本目の給付型奨学金支援事業については、今年度実績が10名ということでしたので、来年度はその倍以上にしたいというふうに思っております。10万円掛ける25名を想定し、需用費等も含めて、259万5,000円を想定しています。ページをめくっていただきまして264ページ、さいき創生人材育成基金活用事業992万円につきましては、佐伯市民で佐伯の企業で働く若者の支援ということで奨学金の返還支援を行う事業でございます。現在、令和2年度からスタートして令和2年度、3年度、4年度で55名の方が利用をしていただいています。新規で令和5年度には12名の返還支援を希望する方を募集したいというふうに考えているところでございます。

続きまして266ページを御覧ください。主な事業として新規事業で7番。子どもたちの居場所づくり事業ということで79万6,000円を計上しております。土曜日の公民館やコミュニティセンター等を利用して、子どもの学習活動や読書活動そういった活動を支援していきたいというところの指導者の報償費、それから、不登校を抱える子どもさん方の保護者の方が思いを語り合える場をグリーンプラザ等につくってきたいというところこの金額を計上しております。続いて8番、学力向上実践研究事業につきましては、1,371万8,000円の金額を計上しております。これにつきましては、市の学力定着状況調査、それから主要教科の問題データベース等の契約を企業さんとさせていただいているということで委託料が大きな金額になっています。ただ、他市ではもう既にAIドリルの購入というような動きもどんどん進んでいます。将来的には佐伯市でもそういったことを考えないといけなかなというふうにも思っています。AIドリルにすると金額が倍ぐらいになるのですが、そういったところが求められているかなというふうに思っています。それから9番目に英語検定受験促進事業ということで、これは基金を活用させていただいている事業でございます。令和2年度は、780名の中高生が利用していただきました。令和3年度につきましても784名の方が、利用をしていただいています。今年度まだ集計が間に合っておりませんが、着実に子どもたちがこれを使って、英語の力を高めていっていただきたいなというところでございます。主な事業について説明をさせていただきました。

社教課長 280ページを御覧ください。あまり金額的には大きくはないのですが、先ほど久々

宮課長のほうから説明がありましたさいき創生人材育成基金の充当ということで、佐伯っ子人権学習講演会事業というのを新たに次年度から立ち上げます。続きまして288ページ、市史編さん事業ですけども、今年度は1巻分の印刷の入札をしたところですけども、来年度は2巻分の入札をする関係上、昨年度に比べて倍以上の予算を計上しております。同じく288ページの旧佐伯文化会館跡地購入事業が2億356万9,000円。不動産鑑定の数字が出ておりますので、それに基づきまして計上しております。歳入のほうにも、国県の補助金が85%、残りが起債ということで計上しております。続きまして関連になりますけども、国指定史跡「佐伯城跡」PR事業、これが国指定史跡となることが現在見込まれておる佐伯城跡について、講演会を開催し、その価値と魅力を市民に伝え、今後の保存活用への意識を高めるためのPR事業を実施するというので、545万2,000円を計上しております。続きまして、上堅田地区公民館の建設事業、これは290ページです。現在、かなり古い上堅田地区公民館ですが、耐震性がなく老朽化も著しいため、現在の地区公民館を取り壊して、同じ場所に建築を行うということで、令和5年度はアスベスト調査、周辺家屋影響調査、地質調査及び実施設計ということで、2,530万円を計上しております。最後に292ページ、佐伯図書館在り方検討事業、これは皆さん御存じの図書館の今後についての事業の予算を計上しております。今後の佐伯における図書館の在り方を検討するというので、次年度につきましては委員の報償と旅費を中心に計上しております。社会教育課は、以上です。

体保課長 それでは続きまして、保健体育費の主な部分を説明させていただきます。資料につきましては296ページになります。296ページの下の方の3番と4番です。まず、3番ですが、学校給食費負担軽減事業、こちらについて委員さん御存じだと思いますけれども、今年度既に実施しております、これらにつきましては2,079万円の補助金を交付していますが、同様に来年度も、物価の高騰分になるのですが、予算化を考えております。こちらにつきましては、今年度は1人当たり500円といった形で、7月から3月までの分で9か月分を予算化していたのですが、来年度につきましては、金額を児童と生徒で変更しております。どうしても生徒のほうが食材の量が増えるということで、園児と児童につきましては1人当たり400円、そして生徒につきましては600円、これをそれぞれ12月分支給したいと考えております。こちらのトータルが2,590万4,000円となっております。そして4番目ですが、学校給食調理場長寿命化事業、こちらにつきましては、今年度剣崎学校給食センターのボイラーの修理をさせていただいたのですが、ボイラー本体は修理が終わりましたが、そのボイラーから調理場の各機械に行く配管の修理がまだできておりません。来年度につきましては、その配管を夏休み中に修理したいといった部分で2,000万円ほど予算を上げさせていただいております。次に298ページ上の段の5番です。地場産品活用推進事業、こちらの事業につきましては、今年度も実施していますが、来年度は拡充しようということで、新たに佐伯ふるさと給食の日というメニューがあるのですが、こちらの部分と佐伯豊南高校から食材を調達する部分、それとあわせて、有機野菜の活用事業というのも入れまして、この3本の新しい事業を組みま

して、トータルで 900 万円ほどの予算を上げさせていただいております。次に下の表の 2 番目の市民総合プール大規模改修事業ですが、御存じのとおり今年度プールの外装を今修繕しております。来年度につきましては、内部の鉄骨の補修を考えております。塗装工事になりますが、これに 4,130 万円ほど予算を上げさせていただいております。次の 300 ページの上の表の 4 番総合体育館改修事業、こちらにつきましては総合運動公園の体育館、御存じだと思いますが、メインアリーナとサブアリーナの間で雨漏りがするというので、屋根の防水工事を予定しております。こちらが 1,800 万 7,000 円になっております。保健体育費の主な予算につきましては以上です。

教育長 来年度の当初予算の主な部分について今説明がございました。質問等ございましたらよろしくお願いたします。

岩佐委員 266 ページの英検の補助金事業ですけれども、780 人受けたとありましたが、英検を補助する以前と比べてどれぐらい増えたのでしょうか。

学教課長 補助が始まる前までは、全部の受験者の数を市が集約していませんでした。学校ごとに受けていました。子どもたちの英語力の向上のためには、ぜひ英検を受ける補助をしてほしいということが、学校とか保護者のほうから声があがったことを受けて、この事業をつくっていったという経過があるのですが、すみません、増減の数字を持っていません。ただ、その受験率としては、もっと私たちもやっぱり学校に声かけをしながら、上げていかないといけないというふうには考えています。例えば高等学校も、佐伯鶴城高校さんとか文理大付属高校さんではクラスにもよりますが受験率が高いところがありますけれども、豊南高校さんがなかなか数字が上がらないというところの現状もあって、そういったところにも働きかけはしていかないといけないかなというふうに思っています。

岩佐委員 288 ページの国指定史跡佐伯城址の P R 事業ですけど、教育委員会としては P R したいということですが、観光課になるかもしれませんが、この佐伯城址の P R のサイト、ホームページ等を作るという計画はないのでしょうか。

社教課長 ありがとうございます。当然ですね、SNS、ホームページ含めて、皆さんに市民の方に知っていただいて、気運を高めたいというのは、教育委員会としての考えであります。そのためには当然、観光課のほうと連携しながら、観光課のほうも今、佐伯城跡を SNS 等でいろいろな事業を行っておりますので、もう少し今以上に連携をとりながら行っていきたいと考えております。ちなみに、さくらホールの方がもう 11 月 3 日しか大ホールが空いていなかったものですから、次年度、11 月 3 日に向けて、計画を立てていく予定でございます。まず会場を押さえないと、さくらホールは人気があってですね、休みの日の押さえがきかないため、そういう予定にしております。ありがとうございます。

平井委員 全体について聞きたいのですが、もうコロナ予算というのは組んでいないのでしょうか。コロナ関係の予算は。

教総課長 コロナ関係については、国のいろいろな補正予算で、その都度降りてくるものもありまして、もうウイズコロナということで今後コロナとも対峙していかないといけない状況ですけども、基本的には国からの予算を活用しながらやっていこうということで、随時補正予算で対応していくという形で対応したいというふうに考えております。

平井委員 卒業式、入学式でのマスクの着用については、今のところどういう感じですか。

学教課長 コロナの流れにつきましては、今年度学校の行事等についての対応についての学校教育課のほうの方針を出して、それは3月末までやりますということは、伝えてあります。したがって、コロナ感染に配慮した終業式、卒業式になるだろうということで、来賓の招致等についても一応行わないという形で今方向性は出しています。マスク着用については、今国がいろいろ方向性を吟味しているようですので、その通知が来れば、その対応はしていきたいと。ただ学校によっては例えば子どもの人数が少ないところは、子どもたちが舞台上に上がったときには、マスクを外しましょうとか、これまでもそれぞれの学校によってやり方は違ってきますので、それを教育委員会が何か統一をするという線は持っていません。もう子どもの人数に応じてとか、学校の状況に応じて対応して、感染対策を十分行った上で卒業式を行いましょうということと呼びかけをしています。通知があればそれに沿った形で、校長等にお知らせをした上で、各学校で判断をしていただくという形になろうかと思えます。

山口委員 208 ページの文化会館の跡地を公有地にするということで、2億円計上していますが、毛利さんとはこういった予算額で話がもうつきつつあるのですか。また、公有財産の取得に2億円をかけるので次の利活用の何か青写真など、計画的に考えられているところはありますか。

社教課長 金額については、毛利さんと話はしておるところでございます。今後につきましては、グランドデザインのまちづくり推進課と公園の管轄であります都市計画課と社会教育課のほうで、早急に今後についての協議を始めていかななくてはいけないということは思っておるところであります。今のところまだ今後どうするかということについては、まだ白紙の状態であります。

教育長 それでは次に移ります。佐伯市長期総合教育計画（後期）の策定について、久々宮教育総務課長から説明いたします。

教総課長　それでは本日お配りの教育委員会の次第書の1ページを御覧ください。1ページから3ページにかけて、先ほど佐伯市長期総合教育計画（後期）の御意見をいただきましたので、これをもちまして3月議会のほうに提出をいたしまして、議会から議決を受けるという流れになっておりますので、その点について報告をさせていただきます。以上です。

教育長　先ほど説明して御理解、御承認いただきましたものについて、議会のほうで承認を受けるために議会に提出するというところでございます。これについてはよろしいでしょうか。

教育長　それでは次に佐伯市公民館条例の一部改正について、宮田社会教育課長が説明をいたします。

社教課長　議案資料4ページを御覧ください。佐伯市公民館条例の一部改正について説明いたします。本議案は、現在、社会教育課の所管施設として、佐伯市公民館条例に規定されております佐伯市鶴見地区公民館丹賀分館を令和5年4月1日で用途廃止し、同施設の所在地区であります丹賀浦地区に財産を無償譲渡しようとするものであります。同分館は、平成4年に建設され、現在、丹賀浦地区が指定管理者として管理を行っております。地区公民館分館については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、地区譲渡の推進の方針が定められており、本市では施設内外の修繕改修を行うなど、地区譲渡に向けた環境整備に取り組んでまいりました。今回、丹賀浦地区から令和5年1月27日付けで財産無償譲渡申請書の提出があり、無償譲渡の仮契約を同31日に締結いたしました。同仮契約は関連議案の議決を条件としており、今議会で行政財産の用途廃止及び財産の無償譲渡についての議決をいただいた後、移転登記等の必要な手続を経て丹賀浦地区へ譲渡を予定しております。以上で説明を終わります。

教育長　これまで協議をしてきた丹賀分館でございます。この度地区譲渡ということでございます。御意見、御質問ございますか。

教育長　よろしいですか。それでは次に佐伯市本匠郷土資料館条例及び佐伯市歴史資料館条例の一部改正について、宮田社会教育課長が説明をいたします。

社教課長　資料の15ページを御覧ください。今回の議案は、令和5年4月1日に施行される博物館法の一部改正に伴う条例改正になります。改正内容につきましては、博物館法第18条が削除されることに伴い、本市の該当する条例であります佐伯市歴史資料館条例及び佐伯市本匠郷土資料館条例の該当箇所について整備をするものです。佐伯市歴史資料館条例及び佐伯市本匠郷土資料館条例の第18条に係る部分を削除するとともに、本匠郷土資料館につきましては、該当部分の削除に合わせ、設置目的として、郷土の歴史民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して教育的

活用等を図るためという文言を追加するものであります。以上で説明を終わります。

教育長 博物館法の第 18 条が削除されるということで、28 ページの数字の 13 を御覧ください。第 3 章、第 18 条公立博物館の設置に関する事項は当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないと、この地方公共団体の条例で定めなければならないというこの第 18 条が削られたということで、これまで本匠の郷土資料館、歴史資料館にありました博物館法に基づくというところを削除するということですか。

社教課長 はい。

教育長 質問等ありましたらお願いいたします。

教育長 よろしいですか。それでは続きまして、佐伯市学校給食センター条例の一部改正について、川野体育保健課長が説明をいたします。

体保課長 佐伯市学校給食センター条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書につきましても 33 ページになります。今回の佐伯市学校給食センター条例の一部改正につきましても、佐伯市学校給食センター統合計画に基づきまして、老朽化している佐伯市本匠学校給食センターを廃止し、佐伯市弥生学校給食センターに統合しようとするものであります。具体的には、佐伯市学校給食センター条例において、給食センターの名称、位置及び対象校を記載しております別表がございます。こちらの佐伯市弥生学校給食センターの対象校に、本匠小学校、本匠中学校を加えます。あわせて、別表から佐伯市本匠学校給食センターの部を削除するものです。これにより、本匠小学校、本匠中学校の給食は、佐伯市弥生学校給食センターから配送を行うこととなります。議案書の 34 ページから 43 ページまでにつきましても、条例の新旧対照表となっております。先ほど説明しました部分につきましても 43 ページになります。これは新旧対照表ですので、右側が改正前、左側が改正後となっております。こちらの記載のとおりで、改正前にあった佐伯市本匠学校給食センターがなくなって、今度は佐伯市弥生学校給食センターのほうに、本匠小学校、本匠中学校が追加されると、そういった形に変更となります。施行日につきましても、令和 5 年 4 月 1 日と考えているところでございます。以上で佐伯市学校給食センター条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 佐伯市学校給食センターの第 2 期の統合計画もここで承認をいただきましたけれども、それに基づいて、説明がありましたとおり本匠小学校、本匠中学校を弥生の学校給食センターに持っていくということでの条例改正でございます。質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 よろしいですか。それでは議案第 3 号について、お諮りをいたします。議案第 3

号令和5年第1回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第3号については、異議なしとします。

議案第4号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第4号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、石井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 それでは資料44ページを御覧ください。議案第4号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正についてお諮りいたします。本件につきましては、令和5年度から、一時預かりを行っていましたが上浦幼稚園を廃止することに伴いまして、一時預かり事業を実施する幼稚園から上浦幼稚園を削除するほか、その他の規定の整備を行いたいということで提出するものです。規定の整備につきましては、45ページの中段でございます。第2条中第3号を削り、第4号を第3号とすることと、様式第1号及び様式第3号中の㊦を削るというものでございます。具体的には、46ページからの新旧対照表を御覧になってください。47ページにあります第2条の実施園から3番目にあります佐伯市立上浦幼稚園を削除して、4番目にあります佐伯市立よのうづ幼稚園を(3)という形で繰上げをするというような形でございます。それから53ページになりますが、様式第1号及び様式第3号について、現行はまだ㊦というものが氏名欄などに残っていましたので、これを削除させていただいて改正後は印は求めないという形にさせていただくというものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

教育長 御意見等ございますか。

教育長 それでは、議案第4号の承認についてお諮りいたします。議案第4号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第4号については、提案のとおり承認します。

= 山口委員 退席 =

教育長 ここで山口委員が用事で退席しますが、本会は成立いたしますのでこのまま継続させていただきます。よろしくお祈りいたします。

議案第5号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

教育長 議案第5号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、石井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 それでは議案第5号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について資料56ページを御覧ください。本件につきましては、先ほどと同様に令和5年度から大入島、青山、上浦、上野及び大島の5つの幼稚園を廃止することに伴いまして、当該幼稚園が使用する文書記号に係る規定を削除したいので提出するものであります。具体的には58ページから新旧対照表を掲載しておりますので、63ページの別表第1、第3条関係の文書記号一覧表を御覧ください。ここにあります青山、上浦、上野、大島及びその次の64ページでございます大入島までの幼稚園の文書記号を削除することとさせていただきたいというふうに思います。以上で議案第5号の説明を終わります。

教育長 説明のとおりで、それぞれ幼稚園がなくなりますので、公文書発送の際に用いる文書記号、これを公文書の扱いの規程から削除するということによる変更でございます。御意見等ございませんか。

教育長 それでは議案第5号の承認についてお諮りをいたします。提案のとおり承認ということではよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第5号については、提案のとおり承認します。

議案第6号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について

教育長 続きまして議案第6号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について、久々宮教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 議案第6号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について説明させていただきます。資料の68ページを御覧ください。この議案は、佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正を行うに当たり、教育委員会の承認を求めるものであります。改正の理由につきましては、先ほど説明のありました議案第4号の佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正と議案第5号の佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正と同様に、令和5年度から大入島幼稚園が廃止されることに伴い、この規則の規定を整備する必要があることから規則を改正しようとするものであります。改正の内容につきましては、スクール

バス及びスクールタクシーに乗車できる園児から大入島幼稚園の園児を削除するほか規定の整備をしようとするものであります。具体的には 71 ページを御覧ください。第3条第1項に表がありますが、この表は、スクールバスとスクールタクシーの運行対象地域とスクールバスとスクールタクシーに乗車できる児童生徒等が規定されたものであります。そこにありますように、大字荒網代浦、塩内浦などの大入島の地域においては、大入島幼稚園に通園する園児等を対象に、スクールバス等の運行を行うこととしていましたが、大入島幼稚園を廃止するに伴い、その表のスクールバス等に乗車できる児童生徒等の欄から大入島幼稚園の園児を削除しようとするものであります。そのほか、略称規定を置く位置を改める改正を行うこととしています。以上で議案第6号について説明を終わります。

教育長 これも幼稚園が廃止になるという関係で、大入島幼稚園のスクールタクシー、スクールバスがなくなるということでもあります。御質問等よろしいでしょうか。

教育長 それでは議案第6号の承認についてお諮りをいたします。提案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第6号については、提案のとおり承認します。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 以上で本日の第2回佐伯市教育委員会会議を閉会します。

終了 16 時 35 分